

不服申立て事案答申第 247 号

不服申立て事案諮問第 264 号

件名：本人確認をした書類の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審議会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）の開示請求について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき審査請求人が令和 5 年 7 月 12 日付けで行った保有個人情報開示請求に対し、処分庁が同月 26 日付けで行った不開示決定について、該当する文書が存在するため開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由 （略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 保有個人情報開示請求の受理

審査請求人は、令和 5 年 7 月 12 日に愛知県 A 警察署（以下「A 警察署」という。）において、同人が同年 5 月 18 日及び同年 6 月 15 日に A 警察署に提出した「保有個人情報開示請求書」及び同請求の際に A 警察署担当者が審査請求人に対しておこなった「本人確認の際に作成された書類」の開示を求める保有個人情報開示請求書を提出したことから、処分庁は、これを受理した。

なお、当該請求書の開示請求をする保有個人情報の内容欄は、

「私は令和 5 年 5 月 18 日及び同年 6 月 15 日保有個人情報開示請求書を A 警察署へ提出しました。そこでそれぞれの日ごとの①私が提出した「保有個人情報開示請求書」②私の本人確認をした書類」

である。

(イ) 本件審査請求に係る保有個人情報の確認

本件審査請求に係る保有個人情報は、前記保有個人情報開示請求の内容欄のうち、「②私の本人確認をした書類」である。

審査請求人が求めた本件保有個人情報は、審査請求人がおこなった法第 76 条に基づく保有個人情報の開示請求手続のうち、法第 77 条第 2 項に規定された、開示請求者が本人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならないと定められた本人確認に関する事項である。

そして、本人確認書類は、その原本若しくは複写物を保管し、又は個人番号以外の番号等の記録を保存することは法を遵守する上での必須事項ではなく、本人確認書類を確認したことを記録に残すのみとする方法が望ましいとされている。

審査請求人が令和 5 年 5 月 18 日及び同年 6 月 15 日に、A 警察署で保有個人情報の開示請求手続を求めた際に対応した同署警務課警察職員 C は、両日とも、法で定められた開示請求手続である、開示請求者が本人であることを示す書類の提示を求め、審査請求人が提示した健康保険被保険者証を確認した。

その際、警察職員 C が、記載事項のうち書類名、住所、氏名及び生年月日を白紙の A4 再生紙に書き写したことにより、本件対象保有個人情報が作成された。

警察職員 C は、審査請求人が提出した保有個人情報開示請求書の住所、氏名と、書き写した住所、氏名が同一であることを確認して正式に受理した。

その後、警察職員 C は、開示請求手続の本人確認のために作成し、用件が済んだ本件対象保有個人情報は、保存を義務づける規定はないことから、両日とも、裁断をして処分をした。

本件審査請求で審査請求人が求める本件対象保有個人情報は、本件開示請求時、既に廃棄されており不存在であることを確認した。

(ウ) 本件処分

処分庁は、本件対象保有個人情報については、廃棄されていることから、法第 82 条第 2 項の規定に基づき、不存在のため開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をし、本件決定通知書により審査請求人に通知した。

イ 本件処分の理由

本件対象保有個人情報については、(1)ア(イ)のとおり、廃棄されて存在しないことから、保有していないものである。

法第 82 条第 2 項においては、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときには、「開示請求に係る保有個人情報を保有しないときを含む」と規定されている。

よって、本件処分は、不存在のため不開示としたものであり、法の規定に基づく適正な処分である。

(2) 審査請求人の主張の失当性

ア 審査請求人は、「令和 5 年 5 月 18 日分については、存在するはずなので、開示を求める。」と主張しているが、(1)ア(イ)で述べたとおり、本件保有個人情報は必要がなくなったことで廃棄されており、存在しないものであるところ、審査請求人の主張は、廃棄されたという事実を覆し、本件保有個人情報が存在する理由になっておらず、審査請求人の主張は失当である。

イ そのほかにも、審査請求人は様々な主張をしているが、これらの主張については、処分に影響することはなく、本件審査請求における主張としては失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は法の規定に基づく適正なものであり、本件審査請求に係る審査請求人の主張に理由がないことは明白であることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審議会の判断

(1) 本件請求対象保有個人情報について

開示請求書及び処分庁が作成した弁明書の内容を踏まえると、本件請求対象保有個人情報は、審査請求人が A 警察署において令和 5 年 5 月 18 日及び同年 6 月 15 日に保有個人情報開示請求手続を求めた際に、警察職員が本人確認のために作成した書類であると解される。

(2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

処分庁によれば、令和 5 年 5 月 18 日及び同年 6 月 15 日、審査請求人が A 警察署で保有個人情報の開示請求手続を求めた際、対応した警察職員は、審査請求人が提示した健康保険被保険者証を確認し、その記載事項のうち書類名、住所、氏名及び生年月日を白紙の A4 再生紙に書き写したが、保有個人情報開示請求書の住所、氏名と、書き写した住所、氏名が同一であることを確認して受理した後、当該 A4 再生紙については、用件が済んだこと

から、裁断して処分したとのことである。

これらを踏まえ当審議会において検討したところ、本件請求対象保有個人情報が必要がなくなったことで廃棄されており、存在しないとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

私は令和5年5月18日及び同年6月15日保有個人情報開示請求書をA署へ提出しました。そこでそれぞれの日ごとの

② 私の本人確認をした書類

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
5. 9. 27	諮問（弁明書の写しを添付）
6. 9. 30 (第241回審議会)	審議
6. 10. 28 (第242回審議会)	審議
6. 11. 27	答申